四　負担金を納付すべき接続電気通信事業者等の名称
五　前号に掲げる接続電気通信事業者等ごとの負担金の額
六　第四号に掲げる接続電気通信事業者等ごとの負担金の納付の年月日
七　第一号に掲げる適格電気通信事業者ごとの交付金の交付の年月日

2　法第百十六条第一項において準用する法第八十一条の帳簿は、支援業務を行う事務所ごとに備え付け、記載又は記録の日から五年間保存しなければならない。

（支援業務の休廃止の許可の申請）

第三十八条　支援機関は、法第百十六条第一項において準用する法第八十三条第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一　休止又は廃止しようとする支援業務の範囲
二　休止又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合はその期間
三　休止又は廃止の理由

（公示）

第三十九条　法第百十六条第一項において準用する法第八十三条第二項、第八十四条第三項並びに第九十条第一項及び第三項の公示は、官報で告示することによって行う。

別表第１（第６条関係）

［表同左］

［注１～３　同左］

４　［同左］

第11条第１項	１般法定機能	第一種適格電気通信事業者の提供する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。以下「算定対象電気通信役務」という。）
第11条第２項	１般法定機能	算定対象電気通信役務
	一般法定機能	算定対象電気通信役務
	［同左］	［同左］
［同左］		

別表第１（第６条関係）

［表略］

［注１～３　略］

４　接続料規則第11条（第３項ただし書及び第５項ただし書の規定を除く。）、第12条（第５項の規定を除く。）及び第13条の規定は、３における施行規則第40条の３又は第40条の５の規定により提出した第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第11条第１項	１般法定機能	第一種適格電気通信事業者の提供する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。以下「第一号算定対象電気通信役務」という。）
第11条第２項	１般法定機能	第一号算定対象電気通信役務
	一般法定機能	第一号算定対象電気通信役務
	［略］	［略］
［略］		